

令和 2 年度 家庭用飲用井戸等整備支援事業補助金

評価表

NO.

60

所管部課名	水道局 水道管理課	担当者	種田敦之					
事務事業名	飲用井戸等整備支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市水道局関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1 年以上 5 年以下							
令和 2 年度 予算額	1,500 千円	国県支出金 0 千円	一般財源 1,500 千円	その他 0 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	家庭用飲用水等として使用		100%		令和 7 年度			
成果指標②	水質基準が定められている項目の水質検査		100%		令和 7 年度			
補助対象者	上水道又は簡易水道の給水区域外に家庭用飲用井戸を設置する者							
補助対象経費	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）は、次の各号に掲げるものとし、第 1 号は必須対象経費とする。 (1) ボーリング工事費（附帯設備費を含む。） (2) ポンプ設置工事費 (3) 給水管工事費（屋内配管は除く。）							
補助対象事業・活動の内容	ボーリング工事等の家庭用飲用井戸の整備支援							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の 3 分の 1 以内とし、30 万円を限度とする。ただし、補助対象経費が 10 万円に満たない場合については補助金の交付は行わないものとする。							
上記項目の積算方法	・ 共同利用の施設にあっても、前項の規定によるものとする。 ・ 算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 ・ 市長は、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。							
補助を受ける事業（団体）等の 過去 3 年間の決算状況	項目		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		0		1,690,000	73.8%
		会費収入						0.0%
		事業収入			0		1,690,000	73.8%
		寄付金・その他助成						0.0%
		市補助金			0		600,000	26.2%
								0.0%
		(前年度繰越金)						0.0%
	計	0		0		2,290,000	100.0%	
	支出	事業費			0		2,290,000	100.0%
		人件費						0.0%
		その他事務費						0.0%
								0.0%
								0.0%
							0.0%	
(翌年度繰越金)							0.0%	
計	0		0		2,290,000	100.0%		
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金						0.0%		
交付件数				—		2件		
成果指標の推移①				—		100%		
成果指標の推移②				—		100%		
特記すべき事項等	【事業のPR方法】広報紙・ホームページ、未整備地区に事業内容の用紙配付、水道技術者研修会で業者へ説明。 【費用対効果】市民のライフラインとなる飲用水等を安定的に確保する。 【補助事業以外の事業】「特になし」 【その他】「特になし」							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	水道の未給水地域に居住している市民が安定した飲用水等を確保することで、公衆衛生及び生活環境の向上が図られている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	水道未給水地域等においても、安全かつ安心な飲用水を確保することは、公衆衛生及び生活環境が図られることから当事業の支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	水道の未給水地域においても、安全かつ安心な飲用水を確保することは市民生活において欠かすことができないことから、安全かつ安心な飲料水確保に対し支援する本事業は有効である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	各世帯で掘削工事を行うことは多大な経費が発生するため、安全かつ安心な飲用水を確保するための工事費用の一部助成を行う当事業は必要である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	市民のライフラインの構築は必要不可欠で、飲用水を確保するための支援は妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	家庭用飲用井戸等整備の事業を実施している事業体を参考に比較検討し、また井戸の掘削や水道新設に必要な経費の積算を適正に行い、補助率及び補助額を確定している。
〈補助金の見直し結果〉			
内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 〈上記方向の理由〉 住みよい薩摩川内市を築くため、水道未給水地区等への安心かつ安全な井戸による飲用水等の確保の助成支援は必要と考える。令和2年度の事業実施状況を確認し、必要性を見極め事業の継続に努めたい。		〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 事業内容に変更はないが、令和2年度の実施状況を見極め事業を適正に進めたい。		外部評価結果 □休止・廃止
			〈まとめ〉

薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、未給水区域において安全で安心な飲用水等（飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に要する水をいう。）の安定的な確保を図るため、ボーリング工事（附帯する設備等を含む。）を行い、家庭用飲用井戸を整備する者に対し、補助金を交付することにより、公衆衛生及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

(補助対象地域及び施設)

第2条 補助対象とする未給水区域は、薩摩川内市の上水道及び簡易水道の水道整備計画給水区域の区域外とする。ただし、給水区域内の水道未整備区域においては、配水管の布設が著しく困難と認められる地域であって、緊急に飲用水を確保する必要があると市長が認める場合にあっては補助対象地域とすることができる。

2 補助対象とする施設は、補助対象地域において、主たる自己の居住の用に供する住宅であって、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 別荘などの一時的な居住の用に供する住宅
- (2) 事務所、店舗その他これらに類する事業用建物（住宅併用の場合は居住用とみなす。）
- (3) 賃貸住宅

(補助対象者)

第3条 補助対象となる者は、補助対象地域に居住し、又は居住しようとする者のうち、単独又は共同利用により家庭用飲用井戸を新設しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 過去において、この要領によるもののほか、公共事業等に伴う補償又は他の補助を受けた者
- (2) 他人の土地に設置する場合において、当該土地の所有者の承諾が得られない者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者（暴力団員等）

2 前項第1号の規定にかかわらず、不測の事態により既設の井戸等が枯渇、汚染又は破損したことにより、飲用水等の確保が著しく困難となった者は、補助対象とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）は、次の各号に掲げるものとし、第1号は必須対象経費とする。

- (1) ボーリング工事費（附帯設備費を含む。）
- (2) ポンプ設置工事費
- (3) 給水管工事費（屋内配管は除く。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、30万円を限度とする。ただし、補助対象経費が10万円に満たない場合については補助金の交付は行わないものとする。

2 共同利用の施設にあっても、前項の規定によるものとする。

3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付の上、工事に着手する前に、市長に提出し、申請しなければならない。

(1) 事業予定場所の位置図

(2) 代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿(様式第2号、共同利用の場合)

(3) 土地使用承諾書(様式第3号)(共同利用の場合又は他人の土地に設置する場合)

(4) 設計図面(平面図)

(5) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し

(6) 市税に滞納がないことを証する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに交付の決定をする。

(補助金決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助しないことを決定したときは薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、第6条の申請をした者(以下「申請者」)に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 申請者は、前条の交付の決定の通知を受けた後、事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由がある場合は、薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業事前着工申請書(様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、承認の可否を決定し、薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業事前着工承認・不承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(計画の変更等の承認届出)

第10条 第8条の規定により交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業

者」という。)は、補助金交付申請内容を変更し、又は中止する場合は、速やかに薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業計画変更（中止）承認申請書（様式第 8 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、承認の可否を決定し、薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業計画変更（中止）承認通知書（様式第 9 号）により、申請者に通知するものとする。
（実績報告書）

第 11 条 補助事業者は、当該事業を完了した日から起算して 30 日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業補助金実績報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 補助事業に係る請求書（経費の内訳記載のもの）又は領収書の写し
 - (3) 水質検査項目の結果を備えた写し（水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表に掲げる全項目）
 - (4) 工事写真（着工前、工事中、完成）
 - (5) 竣工図面（平面図）
 - (6) 柱状図（ボーリング工事分）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項第 3 号において、水質検査の基準を満たさない項目があっても、補助金の交付を妨げるものではない。

（補助金交付額の確定）

第 12 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業補助金交付請求書（様式第 12 号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（調査又は報告）

第 14 条 市長は、補助事業者に対し、補助事業を適正に執行するため必要な調査又は報告を求めることができる。

（補助金交付の取消し）

第 15 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(家庭用飲用井戸の維持管理)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により整備した家庭用飲用井戸等について、衛生の確保のため、適正に管理するとともに、定期的な水質検査を行わなければならない。

(効果の測定)

第 18 条 薩摩川内市家庭用飲用井戸等整備支援事業補助金の効果は、つぎの各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 家庭用飲用水等の井戸として使用

(2) 水質基準が定められている項目の水質検査

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。